

令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について

2021年2月12日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年3月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）において、上場会社のうち大会社に社外取締役を置くことが義務付けられることや、株主総会資料の電子提供制度が創設されることなどを踏まえ、全ての上場会社に対し社外取締役を1名以上確保することを義務付けるとともに、電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務規定を改正するなど、所要の上場制度の整備を行うものです。

II 改正概要

1. 社外取締役の確保

- 上場会社は、社外取締役を1名以上確保しなければならないものとします。

2. 電磁的方法による株主総会資料の早期提供に関する努力義務

- 上場会社は、招集通知、株主総会参考書類、計算書類・連結計算書類及び事業報告等を、株主総会の日の3週間前よりも早期に、電磁的方法により提供するよう努めるものとします。

3. 株式交付制度の創設に係る制度整備

(1) 適時開示事由の追加

- 株式交付に関し、以下の場合に適時開示を求めます。
 - ① 上場会社の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合
 - ② 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が株式交付を行うことについての決定をした場合

(2) 株式交付に係る料金

- 株式交付に係る料金は、株式交付に際して発行する株券等の数と交

(備考)

・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第437条の2

・有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第437条第3号

・規程第402条第1号jの2、同第403条第1号bの2、施行規則第403条第2号の2

・施行規則第712条

付する自己株式の株券等の数との合計数に当該株券等の価格を乗じて得た金額の万分の2に相当する金額とします。

第1項

4. その他

- ・ その他、ストック・オプションの付与に係る適時開示事由を株式又は新株予約権の募集等に係る適時開示事由に統合するなど、所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 本年3月1日から施行します。
- ・ 1. に関しては、施行日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用します。

以上